

# 第2期特定健康診査等実施計画

第1版 平成25年度以降の計画について

日本ハム健康保険組合  
[www.nippohamkenpo.or.jp](http://www.nippohamkenpo.or.jp)

平成25年7月

## 特定健診・特定保健指導の目標

### I 達成目標

#### 1 特定健康診査の実施に係る目標

— 目標実施率 —

※単一組合

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の目標
被保険者	95%	95%	95%	95%	95%	
家族・任継	80%	80%	80%	80%	80%	
合計	90%	90%	90%	90%	90%	90%

#### 2 特定保健指導の実施に係る目標

— 目標実施率 —

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の目標
40歳以上(人)	2,539	2,500	2,500	2,500	2,500	
対象率(10%)	254	250	250	250	250	
実施率	20%	30%	40%	50%	60.0%	60%
目標実施者数	51	75	100	125	150	

### II 特定健康診査等の実施方法

#### (1) 実施場所

被保険者の特定健診は、本社、支社、工場など事業所で行っている定期健康診査の項目として行い、被扶養者及び任意継続被保険者は、外部健診機関に委託します。

#### (2) 実施項目

健診項目は、通常実施する「基本的な健診項目」と必要に応じて実施する「詳細な検診項目」に分け、国の基準項目に従って実施します。

#### (3) 実施時期

実施時期は、4月～3月までの1年間を区切りとしますが、特定保健指導との関係で可能な限り7月位までを目途とします。

特定保健指導は下期10月～3月とします。

(4) 委託の有無

① 特定健康診査

被保険者が事業所での受診が困難な場合や被扶養者及び任意継続被保険者・被扶養者は、健保連を通じて集合契約を結んだ健診機関で受診して頂けます。

② 特定保健指導

原則として、健保連を通じて集合契約を結んだ保健指導機関で指導を受けていただけます。

(5) 受診方法

①被保険者

事業主が行う定期健康診査の中で特定健診項目も診査します。出向者は、原則として出向先の事業所で行う定期健康診査で受診し、健診結果については事業主を通じて健保組合に提出します。

②被扶養者及び任意継続被保険者・被扶養者

集合契約を結んだ健診検査等で受診しますが、健保組合が発行する「受診券」と健康保険証を健診機関に提示し、特定健診項目を受診します。

③人間ドックや巡回健診等でも受診して頂けます。

受診の費用は、「受診券」を使用した場合は、組合補助金を差引いた金額を健診機関等にお支払いいただきます。

それ以外の場合は、一旦全額お支払いいただき、健診結果と領収書を添えて、補助金申請を健保組合に行った場合、一定の補助金を交付します。

④特定保健指導

特定保健指導の対象者には健保から「利用券」と案内を送付します。指導の費用は、組合補助金を差引いた金額を指導機関にお支払いいただきます。

(6) 周知・案内方法

周知は、健保のホームページ、健診案内等の発行を通じて行います。

(7) 健診データの受領方法

健診データは、被保険者は健診機関から事業主経由で健保組合が受領し、被扶養者及び任意継続被保険者・被扶養者については、契約健診機関または受診者からの補助金申請時の健診結果表の送付により受領し、電子データで保管します。

保険年数等は規程に従います。

#### (8) 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者は、被保険者から優先し、状況を判断しながら徐々に拡大し階層化された方のうち、指導の優先度の高い方から選出します。

### Ⅲ 個人情報の保護

当健保は、日本ハム健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守します。

当健保組合及び委託された健診、保険指導機関は、業務によって知りえた情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当健保職員及び事業主担当者及び看護師に限るものとします。

アウトソーシングする場合は、データの利用範囲・利用者等を契約書に明記します。

### Ⅳ 特定健康診査等実施計画書の公表と周知

本計画は、ホームページに公表し周知します。

### Ⅴ 特定健康診査等実施計画書の評価及び見直し

当計画は、健康管理事業推進委員会等で進捗管理及び見直しを行います。